

ブースト商品約款(定期プラン)

第1条（本約款の適用および契約の成立）

1. 本約款は、株式会社ぐるなび（以下「当社」という）が提供する第2条に定める外部広告を活用した情報露出支援サービス（以下「本サービス」という）に関する申込みを行った者のうち、当社が承認した者（以下「契約者」という）と当社との間に適用される。
2. 本約款に基づく当社と契約者との契約（以下「本契約」という）は、本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という）が、当社所定の申込書（以下「本申込書」という）の提出をもって本サービスの利用を当社に対し申込み、当社が当該申込みを承諾した時点で成立する。なお、当社は、かかる利用希望者の申込みを承諾しない場合であっても、その理由を通知する義務を負わない。
3. 本サービスに関して、本約款に定めのない事項については、基本約款が適用され、本約款の定めと基本約款の定めが相違する場合は、本約款の定めが優先して適用されるものとする。

第2条（本サービス）

1. 当社は、契約者に対して、本サービスとして以下の各号に掲げるサービスを提供する。
 - (1) 当社が運営するウェブサイト「ぐるなび」（以下「ぐるなび」という）において、契約者に関する各種情報（以下「契約者情報」といい、著作物、商標、商号、ロゴ、契約者の運営する店舗および契約者の販売する商品等の情報その他契約者から提供された一切の情報をいう。）を掲載するページ（以下「店舗ページ」という）へのユーザーのアクセスを図るために各種広告媒体を活用した広告運用を行うサービス（以下「Web 広告集客サービス」という）
 - (2) その他前各号に付随するサービス
2. 本サービスの詳細については当社で決定するものとし、当社はこれを隨時見直すことができる。また、当社の裁量によって本サービスが廃止される場合があることを契約者はあらかじめ承諾するものとする。
3. 契約者は、本サービスが当社の裁量で実施されるものであることを承諾したうえで、本サービスの利用を申込むものとする。
4. 当社は、契約者に対し、本サービスについて有用性、合目的性、一定の成果等一切の保証をしないものとする。
5. 本サービスの利用において、契約者は、当社に対し、本サービスを利用するためには必要となるSNSサービス等のアカウントを開示する場合、当社は、当該アカウントを本サービス提供の目的にのみ使用するものとし、本契約が終了したときは速やかに破棄するものとする。

第3条（契約者の責任）

1. 契約者が本サービスにおいて使用する文章、画像等（以下「情報等」という）を当社に提供するにあたっては、本サービスにおける利用が、第三者の著作権、著作人格権、肖像権、商標権、その他の知的財産権またはいかなる権利をも侵害しないよう自己の責任と費用負担において当該第三者との間で必要なすべての権利処理をあらかじめ完了させるものとする。
2. 当社は、契約者が前項に違反すると判断した場合、契約者に対し情報等の変更を求めまたは自ら停止、情報の削除・変更を行うことができる。
3. 情報等に起因し、またはこれに関連して、当社と第三者との間で生じた一切の紛争については、契約者が自己の費用と責任において誠実に対応する。但し、当社が当該紛争に対応した場合、当社は契約者に対し、当該紛争の解決のために必要な費用全額（訴訟費用、弁護士費用などを含むがこれに限られない）を請求することができる。

第4条（料金の支払）

本サービスの料金（以下「利用料金」という）は、申込書記載のとおりとする。

第5条（サービスの提供期間）

1. 本サービスの提供期間は、初回掲載日から契約者が希望する掲載終了日までとする。
2. 契約者が掲載の終了を希望する場合は、掲載終了日の1か月前までに当社の所定の手続きに従ってその旨を当社に届け出るものとする。

第6条（契約者情報の提供）

契約者は、契約者情報を当社の指定する方法により、当社に提供するものとする。

第7条（一時停止等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を予告なく停止することができる。
 - (1) 当社または通信事業者等の設備の事故、災害、メンテナンス、バージョンアップその他技術的理由により本サービスの提供が不能または困難なとき
 - (2) 当社の責によらない事由により本サービスの提供が不能または困難なとき
2. 当社は、契約者が本契約に違反した場合には、違反状態が解消されるまでの間、いつでも本サービスの全部または一部を停止することができる。
3. 前二項の場合において、当社は、契約者に対する債務の履行遅滞または不履行から免責され、これによるいかなる損害も負担しない。また、前二項の規定に基づき本サービスの提供を一時停止した場合であっても、当社は、利用料金を払い戻さず、また契約者は停止期間中も契約者の利用料金の支払義務を免れないものとする。

制定日 2021年 9月 1日
改定日 2021年 10月 1日